

第 5 弾

マイナンバーカード交付・申請支援 マイナポイント申込支援 休日窓口開設のお知らせ

マイナンバーカードの交付窓口を下記日程で開設します。
あわせて、マイナンバーカード申請支援・マイナポイント申込支援も実施
します。お仕事や学校で平日に来庁が難しい方は、この機会にぜひお立ち
寄りください！

令和5年2月末までにマイナンバーカードを申
請された方が、マイナポイント付与の対象とな
ります。

マイナポイントの申込期限は選択する決済サー
ビスごとに異なりますので、早めの申し込みを
おすすめします。詳しくは各社ホームページを
ご覧ください。



【日 時】 令和5年9月2日（土）

9:00～12:00、13:00～16:00

【場 所】 昭和村役場 1階

【持ち物】 裏面をご覧ください

※休日窓口では、マイナンバーカードの交付・申請支援およびマイナポイ
ント申込支援のみ行います。その他のお手続きや証明書の交付は行いま
せないのでご注意ください。

【お問合せ先】 昭和村役場

◇マイナンバーカード交付・申請について

住民課 住民係 TEL 25 - 3242（直通）

◇マイナポイント申込について

企画課 広報統計係 TEL 25 - 3442（直通）

◆当日必要な持ちもの

【マイナンバーカード交付】

①マイナンバーカード交付通知書（ハガキ）

※長期間カードの受け取りがない方にはA4判の通知を再送しています。

②本人確認書類（運転免許証、旅券、在留カード等であれば1点。これらをお持ちでない方は健康保険証、年金手帳、福祉医療受給者証、学生証等が2点必要）

③通知カード

※15歳未満の方は親権者と一緒に来庁してください。

【マイナンバーカード申請支援を受けたい方】

①QRコード付きマイナンバーカード交付申請書（お持ちの方のみ）

②本人確認書類（運転免許証、旅券、在留カード等であれば1点。これらをお持ちでない方は健康保険証、年金手帳、福祉医療受給者証、学生証等が2点必要）

③顔写真（タテ4.5cm×ヨコ3.5cm／6カ月以内に撮影された無背景のもの）

④個人番号通知書または通知カード

※15歳未満の方は親権者と一緒にお越しください。

※スマートフォンでの申請支援の場合は写真不要ですが、機種やメール設定により対応できないことがありますのでご了承ください。

【マイナポイント申込】

①マイナンバーカードと4桁の暗証番号

②各決済サービスが指定する「決済サービスID」および「セキュリティーコード」

※決済サービスを利用するために必要な手続き（例：決済サービスアプリのダウンロード、アカウント設定等）が完了した状態でご来庁ください。

③通帳（公金受取口座の登録を希望される方のみ）

◆ご不明な点がございましたら、事前にお問合せください。

回 覧

昭 健 福 (健) 発
令和 5 年 8 月 1 5 日

村 民 各 位

昭 和 村 長 堤 盛 吉
(健 康 福 祉 課)

令和 5 年度 複十字募金運動協力依頼について

複十字募金運動につきましては、毎年特段なるご支援、ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、この運動は国民一人ひとりの協力によって、結核や肺ガンなど肺の病気全般をなくすための活動資金を産み出すと共に、結核予防に関する関心を高め、健康で明るい社会づくりを進める運動です。

欧米諸国と比較すると、日本の罹患率は依然として高い傾向で、結核罹患率は減少傾向にあるものの、国内では未だ年間約 2 万人の結核患者が新たに登録され、約 2 千人の方が命を落としています。これは 1 日に約 5 0 人が新たに結核を発病し、約 5 人が結核で命を落としていることとなります。

つきましては、本年も複十字募金運動が全国一斉に実施されることとなりましたので、皆様にもご協力いただきたく、下記のとおり募金をお願い申し上げます。

記

1 募金依頼額 1 世帯あたり 2 0 円

「赤十字活動資金」募集趣意書

赤十字事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本赤十字社は「人のいのちと健康、尊厳を守る」ことを基本理念として、国際赤十字の一員として、世界192カ国の赤十字・赤新月社と連携し、国境・宗教・人種を越えて、紛争犠牲者や自然災害の被災者に対する救援活動をはじめ、救急法等の講習、ボランティア活動の推進、青少年赤十字の育成など様々な人道的活動を展開しております。

こうした赤十字の諸活動は、個人及び法人の皆様からお寄せいただく貴重な赤十字活動資金により支えられています。

つきましては、経済状況が大変厳しい折誠に恐縮でございますが、赤十字事業の意義をご理解いただき、その役割を円滑に推進していくため、赤十字活動資金へのご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

日本赤十字社群馬県支部

支部長 山本 一太



【表彰制度のご案内】

日本赤十字社表彰制度(抜粋)

区 分	表彰基準額	適 用	表彰等方法	
			個 人	法 人
特別社員	20,000円以上	会費として毎年2,000円以上納入され、累計額が20,000円以上に達した場合、または一時に20,000円以上納入された場合	特別社員の称号通知 特別社員章(バッジ)	特別社員の称号通知
有 功 章	銀 色 200,000円以上	累計で、200,000円以上のご協力をいただいた場合	銀色有功章(楕型) 略章バッジ(銀)	銀色有功章(楕型) 略章バッジ(銀)
	金 色 500,000円以上	累計で、500,000円以上のご協力をいただいた場合	金色有功章章記 金色有功章(勲章式) 略章バッジ(金)	金色有功章(楕型) 略章バッジ(金)
感 謝 状	金色有功章受章後500,000円以上納入の都度		感 謝 状	

(注) 赤十字活動資金のご協力に対して国の表彰(厚生労働大臣感謝状、紺綬褒章)の内申も行います。

【税制上の優遇措置のご案内】

日本赤十字社に対してなされる寄付金等に適用される税制上の優遇措置(要旨)

納入者区分	措置の名称等	関係根拠条文	適用期間	措置の内容等
個 人	①特定寄付金 (所得税の控除)	所得税法第78条 第2項第3号	通 年	寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%まで)から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	※ ②住民税にかかる 寄付金 (個人住民税の控除)	地方税法施行令 第7条の17第3号	通 年	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額(ただし、上限は寄付者の年間所得額の30%まで)から2千円を差引いた額の10%が、寄付者の住民税額から控除されます。
	③相続税の 非課税	租税特別措置法 第70条	通 年	相続により取得した財産を相続税の申告期限までに寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法 人	※ ④指定寄付金 (法人税の控除)	法人税法第37条 第3項第2号に基づく財務省告示	毎年4月～9月	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の寄付限度額にかかわらず損金の額に算入されます。(群馬県支部では10万円以上の寄付に対して適用)
	⑤特定公益増進 法人に対する 寄付金 (法人税の控除)	法人税法第37条 第4項	通 年	法人の通常有する寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額が損金に算入されます。

※(注) ②、④については募集額、用途等に制限がありますので、募集期間内であっても適用にならない場合があります。また税制は変更になる場合がありますので、ご確認をお願いします。

お問い合わせは



日本赤十字社 群馬県支部

Japanese Red Cross Society

組織振興課

〒371-0833 前橋市光が丘町32-10

TEL027-254-3636 FAX027-254-3637

ホームページ <https://www.jrc.or.jp/chapter/gumma/>

日赤群馬県支部

検索

赤十字は、 動いている！

+ SAVE365

Japanese
Red Cross Society

知らなかった！

赤十字は、災害が起きた時に駆けつけるだけじゃないんだ。

365日、それぞれの部門がそれぞれの場所で動き続けているんだね。

災害に備えた訓練、知識や技術の普及、

物資の整備、医療現場や海外での活動などなど、

すべてが人を救うことにつながっている。

このかけがえのない日常を支える赤十字の日々の活動を、

私が伝えていきます。



TEAM
SAVE365

一緒に、救える。

日本赤十字社の活動は、皆様の寄付によって支えられています。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

群馬県支部

日本赤十字社は、国内災害救護、海外救援、防災・減災の普及啓発など 様々な活動を通じて「救うこと」を続けています。

01 国内災害救護

自然災害や大事故などの発生に備え、前橋赤十字病院8班、原町赤十字病院2班の医療救護班を常備し、日頃から県内各地で訓練を行っています。



また、被災された方々のために毛布などの救援物資を県内各地に備蓄しています。

02 国際活動

海外で絶え間なく起こる紛争や自然災害、病気などに苦しむ人を救うため、192の国や地域に広がる世界的ネットワークを生かし、緊急支援や復興支援など、その国の赤十字と連携し、地域に根ざした取り組みを進めています。



03 救急法などの講習

AEDの使い方や心肺蘇生、高齢者の支援に役立つ介護技術、子どもの事故予防と手当て、水難・雪上事故における応急処置など、いざという時に役立つ知識と技術の普及に努めています。県内では年間約11,000人の方々が受講しています。



04 赤十字ボランティア

赤十字の活動は、多くのボランティアの方々に支えられています。災害時の支援や地域に根ざした活動、特定のスキル(アマチュア無線、接骨師、飛行パイロット)を生かしたボランティアなど、県内では約8,000人の方々が活動しています。



05 青少年赤十字

世界の平和と人類の福祉に貢献できるよう、さまざまな活動を学校教育の中で展開し、子どもたち自身が「気づき、考え、実行する」力を育んでいます。県内では、546校、約139,000人の子どもたちがメンバーとして活躍しています。



06 赤十字病院

県内には前橋・原町の2つの病院があります。赤十字の大きな特徴である災害時に医療チームを派遣する体制を整えているほか、ドクターヘリ事業などの救急医療、がんなどの高度専門医療、生活習慣病予防など地域の中核病院としての役割も担っています。



07 血液事業

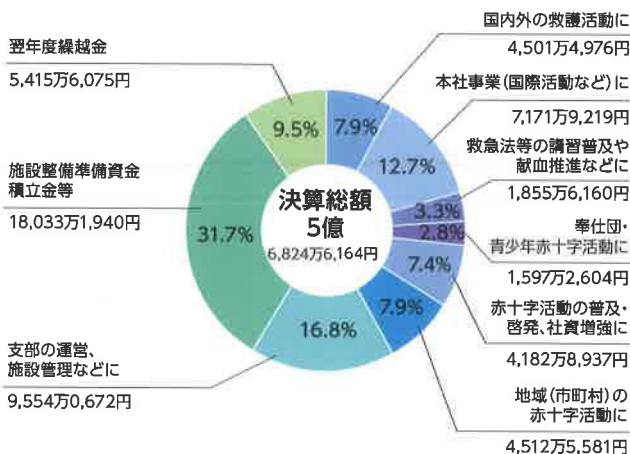
病気やけがの治療で輸血を必要とする人を救うため、赤十字血液センターでは、行政機関、学校、企業と連携し、献血者の確保に努めています。県内3カ所の献血ルーム(前橋、高崎、太田)や献血バスで年間約93,000人の方々にご協力いただいています。



赤十字活動資金の使いみち

●令和3年度 歳出決算(事業報告)

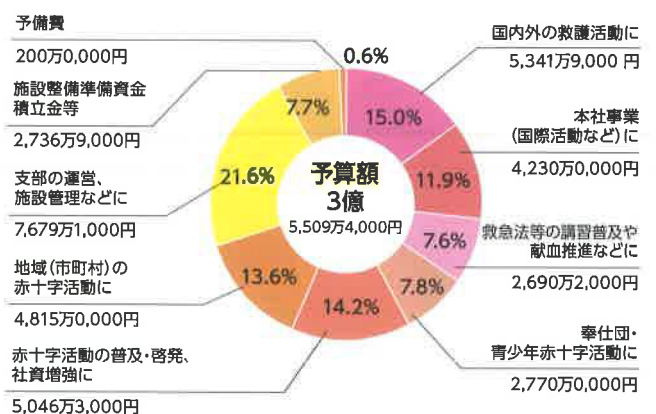
皆さまからの温かい善意で支えられ、さまざまな赤十字の活動を展開させていただきました。
皆さまからのご支援に対して心からお礼申し上げます。



※令和4年度決算は確定前のため、前年度(令和3年度)決算を掲載しています。
※赤十字病院、血液センターは施設ごとの特別会計になっており、この決算には含まれません。

●令和5年度 歳出予算(事業計画)

皆さまからお寄せいただく資金をもとに次のとおり事業を実施します。



公 印 刷 込
昭 健 福 発
令 和 5 年 8 月 1 5 日

各 区 長 様

日本赤十字社昭和村分区
分区長 堤 盛 吉



令和5年度日赤会費の募集について（依頼）

日赤活動につきましては、日頃より特段のご理解・ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、標記の件についてですが、令和5年度も別紙目標額により下記のとおりご依頼いたします。

時節柄、ご多忙のことと存じますが、ご協力よろしくお願いいたします。

なお、目標額の算定世帯数は、班加入世帯を計上しておりますが、行政区で把握している世帯数を優先してください。

また、目標額はあくまで目安ですので、達していなくとも全く問題ありません。

記

- 1 昭和村分区目標額 1,026,000円
- 2 行政区別目標額 別紙のとおり（目標額はあくまで目安です。）
- 3 一世帯あたり金額 500円（目安です。金額は問いません。）
- 4 提出期限 令和5年9月29日（金）
- 5 提出先 昭和村役場 健康福祉課

（ 問い合わせ
健康福祉課 福祉係 青木
TEL 25-3285 ）

(公 印 刷 込)
昭 健 福 登
令 和 5 年 8 月 1 5 日

各 班 長 様

日本赤十字社昭和村分区
分区長 堤 盛 吉



令和5年度日赤会費の募集について（依頼）

赤十字事業の推進につきましては、日頃より特段のご理解・ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、標記の件についてですが、令和5年度も日本赤十字社の会費募集について下記のとおりご依頼いたしますので、時節柄、ご多忙のことと存じますが、よろしく願いいたします。

記

1 一世帯あたり金額

・ 500円(目安です。金額は問いません。)

2 そ の 他

・ 配布用のパンフレットを用意しましたので配布をお願いいたします。
また、集金袋は必要に応じてご活用下さい。

※会費募集した方の名簿等の提出は必要ありませんので、よろしくお願い
いたします。

（ 問い合わせ
健康福祉課 福祉係 青木
TEL 25-3285 ）

令和5年度日赤会費募集 行政区別目標額一覧表

行政区名		対象世帯数 (班加入世帯)	目標額	備考
永井	永井下	40	20,000	
	永井上	59	29,500	
入原	入原上	61	30,500	
	入原下	60	30,000	
川額	藤井	63	31,500	
	宮貝戸	39	19,500	
	根岸	64	32,000	
	伏田	17	8,500	
鎌沢		96	48,000	
上組		33	16,500	
中組		105	52,500	
下宿		79	39,500	
入沢		33	16,500	
三ツ谷		58	29,000	
北部		46	23,000	
南部		45	22,500	
吹張		91	45,500	
宿		69	34,500	
中宿		28	14,000	
中内出		28	14,000	
常木		55	27,500	
滝寺		34	17,000	
南内出		33	16,500	
上内出		51	25,500	
田岸		51	25,500	
大堀		42	21,000	
滝久保		54	27,000	
池原		50	25,000	
生越		65	32,500	
中野	中野下	45	22,500	
	中野上	41	20,500	
長者久保		25	12,500	
大河原		70	35,000	
追分		94	47,000	
赤谷		49	24,500	
赤城原第1		48	24,000	
赤城原第2		63	31,500	
松ノ木平第1		21	10,500	
松ノ木平第2		47	23,500	
合計		2,052	1,026,000	

※目標額はあくまで目安です。実際金額が下回っても全く問題ありません。
 (目標額は班加入世帯数(1世帯500円)を目安として計上していますが、行政区(班)で把握している世帯数で
 協力お願いいたします。)

